

# 住民票の写し等郵送請求書

令和元年 10 月 1 日改正

(請求先) 塩尻市長

	請求日	令和	年	月	日
① 請求する人	住所	(住民登録地)			
	フリガナ				
	氏名	印 ※署名または押印			
	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	年	月	日
	請求する人と必要な人との関係 (該当のところにチェック)	<input type="checkbox"/> 本人または同一世帯員 <input type="checkbox"/> 親族(関係: ) <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/> ※委任を受けた代理人	昼間連絡のとれる電話番号 ( )		

※代理人申請の場合、必ず「委任者本人が自署した委任状」を同封してください。  
また、次の事項をご確認の上、□にチェックをしてください。

□代理人である私は、委任者である本人が塩尻市個人情報保護条例に基づき、この交付請求書等の開示請求をした場合は、私の住所及び氏名等を開示することに同意します。

② 必要な人	住所	※住民票は住所地への請求となります。 塩尻市			
	フリガナ				
	氏名	外国人住民の方は、氏名または通称名			
	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦	年	月	日

③ 必要な書類	項目	必要な通数
	住民票 世帯全員(謄本)	通
	住民票 個人(抄本)	通
	除票 個人(抄本)	通
	住民票記載事項証明書	通
その他 ( )	通	

④ 記載内容 (利用目的によっては対応できない場合があります) <b>記載が必要であれば以下にチェックをしてください</b> (※通常は省略の住民票になります)	
<input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 ／共通	<input type="checkbox"/> 在留区分 ／外国人のみ
<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 ／日本人のみ	<input type="checkbox"/> 在留資格・期間 ／外国人のみ
<input type="checkbox"/> 国籍・地域 ／外国人のみ	<input type="checkbox"/> 在留カード番号 ／外国人のみ
手数料	1通 300円 (市区町村によって異なります)

利用目的 提出先等	・本人が請求する場合は空欄で構いません。それ以外の方はできるだけ詳しくご記入ください。
--------------	---

その他	・特記事項等がある場合のみご記入ください。
-----	-----------------------

※発送前に裏面の「郵送による住民票の写し等の請求方法」をご確認ください。

# 郵送による住民票の写し等の請求方法

下記①～⑤を同封し、住民登録地の市町村役場へご請求ください

## ① 住民票の写し等郵送請求書

表面の必要事項を漏れなくご記入ください。

住民票の写し等  
郵送請求書

(必要事項をご記入ください)

## ② 交付手数料

郵便局で定額小為替又は普通為替を手数料分購入してください。

為替には何も記入しないでください。

手数料は市区町村ごと異なりますので、請求する役場へご確認ください。

定額小為替

## ③ 本人確認書類の写し

請求者の住所(住民登録地)と氏名が確認できる有効期限内の運転免許証やマイナンバーカード又は健康保険証等をご用意いただき、現住所の記載がある面をコピーしてください。

運転免許証等の写し(場合により裏面もコピー)

## ④ 返信用封筒・切手

切手を貼り、送付先を明記した封筒をご用意ください。

住民票の送付先は請求者の住民登録地に限られます。

お急ぎの方は往復ともに速達の利用をおすすめします。

切手  
請求者の住所  
氏名

切手  
住民登録地の市町村役場宛

ポストへ投函してください

必要に応じてその他の書類

令和元年10月1日から郵便料金が一部変更されています！

## ⑤ その他(疎明資料)

- ※1 住民票は本人または同一世帯員のみが請求することができます。
- ※2 成年後見人が請求する場合は、登記事項証明書の原本が必要です。
- ※3 ※1※2以外の方からの請求は、原則「委任状」が必要となります。
- ※4 第三者が請求される場合は、電話にてお問い合わせいただきますようお願い致します。
- ※5 手数料や添付資料等が不足している場合は発送ができません。不足分を送っていただき、すべてそろってからの発送となります。

塩尻市へご請求の場合は、下記までお送りください。

〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号 塩尻市役所 市民課市民係宛

電話番号 0263-52-0280

※偽りや不正な手段により交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。

※表面の手数料は塩尻市での金額です。他自治体にご請求の場合は、あらかじめ請求先にご確認ください。